

社会福祉法人東京緑新会役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人東京緑新会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会に出席したとき及び、評議員が評議員会に出席したときは、別表2により交通費を支払うことができる。

3 この場合の報酬等は、その都度現金又は銀行振り込みで支給する。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けて業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。交通費は別表2により支払う。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けて業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。交通費は別表2により支払う。

3 この場合の報酬等は、その都度現金又は銀行振り込みで支給する。ただし、役員が理事長の命を受けて週当たりの勤務日数を定めて法人業務に従事した場合は、一日当たりの勤務時間数に応じた報酬総額を当月末日締め翌月25日払いとし、金融機関に振込み支給とする。

(法人職員との役員の兼務の場合の報酬及び支給形態)

第5条 法人職員を兼務している役員で、職員給与が支給されている場合は、報酬等は支給しない。ただし、職員としての勤務時間外の活動については、基準に基づいて報酬等を支給する。

2 この場合の報酬等は、その都度現金又は銀行振り込みで支給する。

(報酬の辞退)

第6条 役員及び評議員から報酬受給の辞退があった場合は、報酬は支給しない。

(附 則)

第1条 この規則は、平成23年4月1日より施行する。施行日以前に行った行為は従前の規程による。

第2条 基準の一部改正は、平成30年度第1回評議員会の承認を得てから施行する。ただし、平成29年6月21日からとする。

第3条 この規則の一部改正は、令和元年11月16日から施行する。ただし、適用につ

いては平成29年6月21日からとする。

第4条 この規則の一部改正は、令和3年6月12日から施行する。施行日以前に行った行為は、従前の規則による。

第5条 この規則の一部改正は、令和3年11月14日から施行する。

第6条 この規則の一部改正は、令和6年度の最初に開催される評議員会での決定後施行する。

別表1

役職名	報酬金額	その他
理事長	20,000 円	
理事長以外の役員	15,000 円	
評議員	15,000 円	

別表2

役職名	交通費
理事長	公共交通機関を利用する場合は、その運賃（往復）実費とする。自家用車（バイク・自転車含む）の場合は往復の走行距離1kmあたり15円を支給する。なお、路線、経路については、最短かつ合理的なものとする。出張等に係る交通費に関しては職員の旅費規程に準ずる。
理事長以外の役員	
評議員	

別表3

役職名／報酬	5時間未満	5時間以上
理事長	20,000 円	40,000 円
理事長以外の役員	15,000 円	25,000 円
評議員	15,000 円	25,000 円